

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月5日

【会社名】 株式会社ダイフク

【英訳名】 DAIFUKU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 條 正 樹

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号

【電話番号】 大阪(06)6472 - 1261(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部長 齊 藤 司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸1丁目2番3号(汐留芝離宮ビルディング)

【電話番号】 東京(03)6721 - 3501(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション本部長 大 岩 明 彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 2,920,528,000円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ダイフク 東京本社
(東京都港区海岸1丁目2番3号(汐留芝離宮ビルディング))
株式会社ダイフク 名古屋支店
(愛知県小牧市小牧原4丁目103番地)
株式会社ダイフク 藤沢支店
(神奈川県藤沢市菖蒲沢28)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が平成29年12月5日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

(注) 2 . 本募集とは別に、平成29年11月22日(水)開催の取締役会において、当社普通株式2,480,000株の新株式発行及び当社普通株式1,000,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下併せて「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 2 . 本募集とは別に、平成29年11月22日(水)開催の取締役会において、当社普通株式2,480,000株の新株式発行及び当社普通株式1,000,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下併せて「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式520,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。

<後略>

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	520,000株	2,925,000,000	2,925,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	520,000株	2,925,000,000	2,925,000,000

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3. に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当株数	520,000株
払込金額の総額	2,925,000,000円

< 中略 >

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の全額とし、資本準備金の額は、増加しないものとします。
3. 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成29年11月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	520,000株	2,920,528,000	2,920,528,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	520,000株	2,920,528,000	2,920,528,000

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3. に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当株数	520,000株
払込金額の総額	2,920,528,000円

< 中略 >

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、資本準備金の額は、増加しないものとします。

(注) 3. の全文削除

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注) 1. 発行価格(会社法上の払込金額。以下同じ。)については、平成29年12月5日(火)から平成29年12月11日(月)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

2. 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
5,616.40	5,616.40	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注) 1. 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

2. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. 4. の番号変更

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,925,000,000	27,000,000	2,898,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成29年11月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,920,528,000	27,000,000	2,893,528,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 1. の番号及び 2. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限2,898百万円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額19,453百万円と合わせた手取概算額合計上限22,351百万円について、本社(大阪市)の老朽化への対応と設計力及びソフトウェア開発力の強化を目的とした新事務棟の建設・設備投資等に平成30年3月期に48百万円、平成31年3月期以降に5,092百万円の合計5,140百万円、主力工場である滋賀事業所等の建物・建物付属設備老朽化に伴う更新投資に平成30年3月期に169百万円、平成31年3月期以降に1,220百万円の合計1,389百万円、生産能力の維持・向上のため製造設備への投資に平成30年3月期に986百万円、平成31年3月期以降に2,759百万円の合計3,745百万円、その他設備への投資に平成30年3月期に515百万円、平成31年3月期以降に1,553百万円の合計2,069百万円、本社及び国内拠点の業務効率化のためソフトウェア更新投資等に平成30年3月期に891百万円、平成31年3月期以降に2,055百万円の合計2,946百万円、米国事業拡大のため工場建設・製造設備・建物付属設備・ソフトウェア更新投資に平成30年3月期に3,788百万円、平成31年3月期以降に2,623百万円の合計6,411百万円を充当し、残額は平成31年3月期に借入金の返済資金に充当する予定であります。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限2,893,528,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額19,418,072,000円と合わせた手取概算額合計上限22,311,600,000円について、本社(大阪市)の老朽化への対応と設計力及びソフトウェア開発力の強化を目的とした新事務棟の建設・設備投資等に平成30年3月期に48百万円、平成31年3月期以降に5,092百万円の合計5,140百万円、主力工場である滋賀事業所等の建物・建物付属設備老朽化に伴う更新投資に平成30年3月期に169百万円、平成31年3月期以降に1,220百万円の合計1,389百万円、生産能力の維持・向上のため製造設備への投資に平成30年3月期に986百万円、平成31年3月期以降に2,759百万円の合計3,745百万円、その他設備への投資に平成30年3月期に515百万円、平成31年3月期以降に1,553百万円の合計2,069百万円、本社及び国内拠点の業務効率化のためソフトウェア更新投資等に平成30年3月期に891百万円、平成31年3月期以降に2,055百万円の合計2,946百万円、米国事業拡大のため工場建設・製造設備・建物付属設備・ソフトウェア更新投資に平成30年3月期に3,788百万円、平成31年3月期以降に2,623百万円の合計6,411百万円を充当し、残額は平成31年3月期に借入金の返済資金に充当する予定であります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

(訂正前)

当社は、平成29年11月22日(水)開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式2,480,000株の新株式発行及び当社普通株式1,000,000株の自己株式の処分に係る一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から520,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年12月22日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<後略>

(訂正後)

当社は、平成29年11月22日(水)開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式2,480,000株の新株式発行及び当社普通株式1,000,000株の自己株式の処分に係る一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式520,000株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、平成29年12月8日(金)から平成29年12月22日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<後略>